

尾張旭市選挙管理委員会（令和元年第21回）会議録

- 1 開催日時
令和元年12月2日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時27分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 竹内耕平
- 7 議題
第105号議案 選挙人名簿の登録について
第106号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第107号議案 在外選挙人名簿の登録について
第108号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第21回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、12月の定時登録、在外選挙人名簿関係の計4議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>まず12月の定時登録に関する第105号議案「選挙人名簿 の登録について」、第106号議案「選挙人名簿の登録の抹消 について」でございますが、関連がありますので一括して事務 局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第105号議案、第106号議案につきましては、そ れぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第105号議案「選挙人名簿の登録について」で ございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月 の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するか たを同日に登録しなければならないとされており、本日は12 月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>通常は12月1日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法 第22条第1項に基づき、12月1日が地方公共団体の休日に 当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体</p>

の休日以外の日に登録することとなっています。このため、本市では、同項の規定に基づく登録月の1日の直後の尾張旭市の休日を定める条例に定められた休日以外の日である12月2日月曜日に定時登録を行うものです。

それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和元年12月1日を登録基準日、12月2日を登録日としまして、令和元年9月2日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成13年9月3日から平成13年12月2日までの出生者、住所要件が、令和元年6月2日から令和元年9月1日の転入者ということになります。

次に第106号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和元年9月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和元年9月1日から令和元年11月30日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和元年5月1日から令和元年7月31日までの市外への転出者でございます。

	<p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第105号議案及び第106号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第105号議案及び第106号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第105号議案及び第106号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第105号議案及び第106号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第107号議案「在外選挙人名簿の登録について」、第108号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、まず第107号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に、第108号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明します。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このため、抹消される方は、令和元年5月1日から令和元年7月31日までに国内の市町村において住民票が新たに作成された方でございます。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の9月2日時点の登録者数、今回、12月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、1名の方が減りますので、37名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p>
-----	---

	第107号議案及び第108号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第107号議案及び第108号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	なし
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第107号議案及び第108号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第107号議案及び第108号議案は可決されました。本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品選定について ○尾張旭市長選挙及び尾張旭市議会議員一般選挙の収支報告について ○即位の礼に当たり行われる恩赦について ○選挙公報の掲載文が電子的記録で提出が可能とした公職

	<p>選挙法の一部改正について</p> <p>○次回日程確認</p> <p>令和2年3月2日（月） 午前10時から</p> <p>201会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>